

第2回高洲・高浜地区学校適正配置地元代表協議会

1 日 時 平成20年6月18日(水) 10時00分～12時00分

2 場 所 高洲コミュニティセンター 講習室2

3 出席者

(1) 委 員

別添「高洲・高浜地区学校適正配置地元代表協議会委員名簿」参照

*欠席委員：徳留委員、杉森委員、安達委員

*代理出席：大島委員の代理として鳥居氏が出席

(2) 事務局

山崎課長、古舘主幹、加茂主査、伊藤主査補、齊藤主事

(3) 傍聴者 15名

4 平成20年度協議会委員の確認

平成20年度協議会の委員について、別添「高洲・高浜地区学校適正配置地元代表協議会委員名簿」のとおり承認された。

5 議題

(1) 学校適正配置の必要性について

(2) 次回開催日時・場所

6 会議資料

(1) 資料1 地元説明会、地元代表協議会委員からの意見・要望等【高洲・高浜地区】

(2) 資料2 高洲・高浜地区地元代表協議会「協議のテーマ」

(3) 資料3 学校の適正規模について

7 議事の概要

(1) 学校適正配置の必要性について

資料2の「1 学校適正配置の必要性」について、資料3「学校の適正規模について」をもとに、事務局より説明があり、資料の前半部分について、質疑応答及び協議を行った。(なお、資料の後半部分については、次回協議会で、引き続き質疑応答及び協議を行うこととした。)

(3) 次回開催日時・場所

9月4日(木)午前10時から12時、高洲コミュニティセンター講習室2にて開催することとした。(9月5日(金)に変更となり、各委員には連絡済み。)

8 発言要旨

(1) 学校適正配置の必要性について

〈多田委員〉

高浜3丁目は学校区がねじれており、高浜3丁目だけを対象にした説明会や未就学児の保護者を含めての説明会を行っていただいたが、まだ不安と不満を抱えている保護者もいる。「実施方針策定の趣旨」に「よりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目的とした学校適正配置」とあるが、本当にそうなるのか。学校規模によりそれぞれメリットとデメリットがあるけれども、現行の制度はそのままで、小規模校は統合して大きくしましょう、というように思える。

資料にある「学校教育法施行規則」は、1947年（昭和22年）制定である。約60年前のものであり、現在の状況は想定されていないのではないかと。また、学級編制の例外措置もあるはずなので、その点についても説明してほしい。 (2) の「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」（以下、「国庫負担法施行令」）は、1956年（昭和33年）施行である。この法令の趣旨は、学校規模が12学級～18学級であれば学校建設費を国が1/2負担するということであり、この学級数が適正な教育環境であるという趣旨ではない。「よりよい教育環境の整備と教育の質の充実」には当てはまらないのではないかと。

また、教員数については、仮に高浜第二小と高浜第三小が統合した場合の統合前と統合後の教員数を（資料3「千葉県の一般的な教員の配置について」の）基準に照らし合わせて算定してみると、現在、高浜第二小は6学級で教員9名、高浜第三小は7学級で教員10名であり、単純に合計した教員数は19名である。統合した場合、シミュレーションによると12学級で教員数は15名になるので、4名少なくなるのではないかと。統合増置教員の配置は（1年目に2人、2年目に1人）3年後にはなくなるので、結局、教員が減り小規模校のメリットであるきめ細かな指導ができなくなるのではないかと。統合することにより、「よりよい教育環境の整備と教育の質の充実」が実現できるのか、不安がある。

最後に、通学距離については「国庫負担法施行令」に基準があるが、法令が古く、また、小学校4km以内、中学校6km以内というのは範囲が広すぎるのではないかと。高洲・高浜地区はおおよそ2km四方なので、この基準ではどこの学校でも通学範囲ということになる。適正な通学距離については、（都市部においては）小学校500m以内、中学校1km以内という1963年の文部省の資料もある。教育委員会には資料の作成も含めてもう一度説明をしていただきたい。
〈事務局〉

高浜3丁目の地域性や統合の組み合わせについては、重要な問題であるが本日の議題ではないので、別の機会に資料を提示していきたい。

「学校教育法施行規則」第17条は昭和33年に条文化されたものであり、「国庫負担法施行令」も昭和33年に制定されたものである。確かに「国庫負担法施行令」の趣旨は、適正な規模にするための統合に伴う校舎等の新築に対し、国が経費の1/2を負担する際の適正規模の条件を示したものであるが、これは、法令などでも学校規模の基準を定めているという参考資料として提示した。法令で12～18学級という基準が定められたのは約60年前ではあるが、もし現実にそぐわない基準であれば改正されていたはずである。それぞれの学校規模でどのような状況になるかは資料にあるとおりである。法令はあくまで参考であり、千葉市としても、第2次千葉市学校適正配置検討委員会での答申を受け検討した結果、12～24学級が適正な規模として実施方針に定めたことをご理解いただきたい。

教育の環境整備については、一定の規模にすることによりできることを資料で示しているが、小規模校のよさを活かした指導については、今後示していきたい。一定の規模になると、教員は多く配置できるし、その中で専科教員も配置できるので、質の充実を図れると考えている。通学距離についても、法令をふまえて実施方針に定めている。小学校500m以内、中学校1km以内という資料は聞いたことがないので、出所を教えてください。正式なものとして把握しているのは、小学校4km以内、中学校6km以内という基準であり、千葉市においてもこの基準で学区が定められているが、すべての地域にあてはまるかどうかは別問題である。統合においては、通学距離は十分配慮していきたい。

〈多田委員〉

通学距離の小学校500m、中学校1kmというのは、市街地という前提がある。高洲・高浜地区の地域性を踏まえた説明資料を示してほしいということである。

〈岩村委員〉

小規模校のメリット・デメリットは教育委員会の考えと実態だろう。中学校のデメリットとして、「部活動に限りがあり、子どもたちが希望する部活動の設置や運営が難しい」とあるが、部活動は子どもが増えても指導する教員がいなければできないので、学校規模は関係ないのではないか。12学級あってもできない部活動はある。また、「小学校では、専科教員が配置できない。中学校では、免許外の教科を担当するケースがある」とあるが、中学校の教員は、一人ですべての教科を教える小学校の教員とは異なり、専科の教員だと理解している。数学の先生が英語の授業を教えたり、音楽を教えたりしているのか。実際に免許外の先生が教えている状況があるのかを教えてください。もしそのような状況があるのなら、採用する際に足りない教員を多く採用すればよいのではないか。公立の学校間において、(免許のある教員に教えてもらう学校とそうではない学校があるという) 差があるのは不安である。

〈事務局〉

部活動については、学校規模が大きくなればより多くの部活動を設置することが可能になるということであり、専門性のある指導者がつくかどうかは別の問題と考える。学校規模が小さいと一人の教員が複数の部活動を掛け持ちすることになり、設置する部活動も限られてくる。適正規模にして教員の人数が増えれば、部活動も増やすことが可能であるということである。また、教員の負担も減る。部活動を指導できる教員が配置されるかは別の問題であり、実際には学校にいる教員が経験のない部活動でも生徒を指導している。教員の配置は、まず5教科(国・数・理・社・英)の教員を配置し、その後4教科(体育・音楽・図工・技術家庭)の専科教員を配置する。学校規模によっては、専科教員を配置しきれない場合がある。そういった場合は、毎年免許外の申請をして免許外の教科も担当したり、非常勤の教員が何校かを受け持って指導したりしている。一定の規模があれば専科教員の配置はできるが、小規模校だと専科教員を配置できないこともある。

〈比護委員〉

協議会の進め方について、教育委員会と委員とのやり取りになっているので、もっと委員同士で意見や問題点を出して話し合ったほうがよいのではないか。この地域には小規模の学校と適正規模の学校があるが、お互い自分の学校の状況しか知らないので、それぞれの状況について、もっと情報交換していく必要があるのではないか。

自分の子どもは、小学校2年生まで台東区にある伝統校に通っており、2年生のときは1学級19名、そのときの1年生は1学級9名という小規模校であった。その学校ではクラス替えもなく、学級担任の人格、人生観、子どもに対する好き嫌いなどが、そのまま子どもたちへ影響しており、子どもの可能性を狭めるようなことになっていると感じていた。小学校3年生の時に高洲第三小に転校してからは、子どもが自由にのびのびと学校へ通うようになり、「本当によかったな」と、実感した。その後、以前通っていた学校は統合されたが、その際は伝統校だったこともあり、話し合いも殺伐として非常に大変な状況だったが、結局、3校が1校に統合し、小規模校だった頃よりも、よい教育環境になったようである。また、自分は自転車競技の国体の監督を20年ほど務めていたことがある。自転車は心肺機能で勝負する競技で、大きな心臓と肺が必要なのだが、小学校3、4年から中学校3年生くらいまでが一生の間で唯一心臓が大きくなる時期である。全国から集まるトップレベルの選手たちに、その頃に特に何か運動をしていたかを聞いてみたところ、特にクラブ活動などの運動はやっておらず、通学に片道40分～1時間はかかっていたとのことだった。その距離を友達と話をしながら毎日通学することにより、心肺機能が発達したのだろう。歩くということが適度な負荷を与え、そのような体をつくっていったと考えられる。学校が自宅のすぐ近く、という子どもが成長してからその子どもたちと同じようになろうとするのは非常に難しい。そういったことから、個人的には、通学距離は4kmくらいあってもよいと思う。確かに安全面は大切だが、遠いとすべて損、よくないと思っている人もいると思うが、悪い面ばかりではない。通学距離を遠くしたほうがよいということではなく、いろいろな選択肢があるということを言いたい。

自分の学校の現状しか見ていない人が多いだろうから、いろいろな規模の学校の見学会のようなものを設けてもらい、それぞれの学校の現状を自分の目で確かめたり、意見を聞いたりすることも必要なのではないか。

〈桮中委員〉

高浜中と高洲第一中が統合した場合、平成25年度推計では、800人22学級という適正規模になるが、この規模は、有意義に学校生活を送れる規模なのか。「適正規模」ということで一括りにせず、実際に800人22学級でどのような学校生活を送れるのか、具体例を示してほしい。また、中学校生活は3年間と短いので、改修工事等で、落ち着かない状態で子どもたちに中学校生活を送らせるということに、大きな不安と統合期間に当たってしまった子どもたちの教育の不公平感がぬぐえません。他都市の例でも構わないので、統合後の具体的な状況を示してほしい。

〈事務局〉

実施方針の方向性は、地域の児童生徒の推移からすると、こうすることが望ましいというものであり、地域により実状は異なってくる。適正規模とはいえ、22学級という規模は小さくない。施設設備面や指導上の問題などについて、地域にとって一番よい学校の規模と配置について話し合っていたいただきたいと考える。

〈埜中委員〉

適正配置が進まないと学校の耐震工事はできないのか。

〈事務局〉

子どもの安全が第一なので、耐震工事は必要な学校から順次行っている。今回は、適正配置の必要性という点について議論していただきたい。耐震工事の状況等の資料は、その都度提示していく予定である。

〈松岡委員〉

高浜第二小は6学級の小規模校である。高浜第二小の現状しか知らないなので、他の学校の状況も知りたい。

〈議長〉

他の学校の状況を見学したいという意見が出ているが、可能か。

〈事務局〉

学校の見学は可能だろう。他の地区からは、初めて統合した花島小を見学したいという要望が出ている。花島小の状況についても、今後資料は示していくが、見学してもらうことは可能だろう。

〈岩村委員〉

統合した学校の見学はよいことだと思うが、施設や子供たちの様子を見るだけでなく、実際にその学校の保護者に「統合してどうだったか」を聞いたほうがよいのではないか。自分は転勤族だったので、いろいろな学校を見てきた。子どもは兄妹でいるのだが、高洲第三小に来るまでは、兄は親の転勤のたびに学校をかえてきた。学級数が少なくクラス替えができないような学校は、確かにアットホームな雰囲気だが、学年が変わっても人間関係が固まっており、転校生は仲間に入れず自分の居場所が見つけれない。クラス替えがある学校では、クラス替えのたびに人間関係がかわっていくので、自分の入る場所が見つけれれる。妹は高洲第三小で、毎年クラス替えがあるので、人間関係も固まらず、自分の居場所を見つけられた。それまで兄の後ろに隠れているような子どもだったのに、とても積極的になった。子どもの小学校生活を見て感じたのは、クラス替えができない小規模校では人間関係が固まっているが、クラス替えができる学校では子どもが仲間に入っていける状況がある、ということである。いろいろな学校を見てきた保護者の意見として参考にさせていただければと思う。